一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会地区委員会設置運営規程

(令和3年理事会規程第19号)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会(以下「本会」という。) の会務の地方における円滑な運営を図るために設置する地区委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(設置)

- 第2条 委員会の設置は、管区警察局の管轄エリア単位を基本とするが、災害復旧活動の支援範囲を考慮して複数の管区警察局の管轄エリアを統合して設置できるものとする。
- 2 委員会を設置する場合は、当該地区に本社又は支店等を置く正会員の10社以上が賛同しなければならない。
- 3 委員会の新設及び廃止は、前項の条件を基本とし、理事会の審議を経て行う。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、次の会員のうち参加を希望するものにより構成する。
- (1) 当該地区に本社を置く正会員又は準会員
- (2) 当該地区に支店又は営業所を置く正会員又は準会員
- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、所属する会員の互選により選出し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、所属する会員の中から委員長が選任する。
- 5 委員長は、本会の当該地区担当理事との連絡調整を密にするものとする。

(委員会の任務)

- 第4条 委員会の役割は、当該地区内における次に掲げるものとする。
- (1) 当該地区内の警察本部と本会が締結した災害復旧協定に基づく協力
- (2) 当該地区内で実施される広域緊急援助隊合同訓練等に対する協力
- (3)本会が当該地区内に会場を設けて実施する技能検定試験に対する協力
- (4)本会が当該地区内の会員等を対象に行う講習会等に対する協力
- (5)その他本会の目的を達成するために必要な事業に対する協力
- 2 委員会は、本会の役員候補者推薦規程第3条に定める役員候補者推薦委員会の委員、 及び同規程第10条2項に定める当該地区担当の理事候補者を推薦することができる。

(委員会経費)

第5条 委員会の活動に要する経費のうち、委員長が必要と認め、理事長の承認を得た経費は本会の予算をもってまかなうことができる。

- 2 委員会構成員の活動に係る旅費については、本会の予算をもってこれを弁償することができ、その場合、別に定める「旅費規程」を適用する。
- 3 委員長が必要と認め、理事長の承認を得た協力者に対し、本会の予算をもって謝金を 支払うことができ、その場合、別に定める「講習会等に伴う謝金支給規程」を準用する。

(委員会の自主性の確保)

- 第5条 委員会の組織、役員、会計等は、本会の目的、事業等に反しない限り各地区の自 主性に委ねるものとする。
- 2 委員会は、独自に講習会、講演会、意見交換会等を開催できるものとする。

(細則)

第6条 その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。